

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

令和元年 12 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 基幹統計調査の承認	1
鉄道車両等生産動態統計調査.....	2
造船造機統計調査.....	4
経済構造実態調査.....	6
2 一般統計調査の承認	9
3 届出統計調査に係る届出の受理	
(1) 新規.....	10
(2) 変更.....	12

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあつては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
R1. 12. 20	鉄道車両等生産動態統計調査	国土交通省 総合政策局情報政策課 交通経済統計調査室
R1. 12. 20	造船造機統計調査	国土交通省 総合政策局情報政策課 交通経済統計調査室
R1. 12. 25	経済構造実態調査	総務省統計局 統計調査部経済統計課 経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	鉄道車両等生産動態統計調査
承認年月日	令和元年12月20日
実施機関	国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室
目的	本調査は、鉄道車両等生産動態統計（鉄道車両及び同部品製造業、鉄道信号保安装置並びに索道搬器運行装置製造業の生産の動態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。
沿革	<p>本調査は、統計法に基づく指定統計調査として、昭和29年4月から毎月実施しているものだが、平成21年4月以降、鉄道車両（新造）を除く調査（鉄道車両（改造・修理）、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置）の調査周期について月次から四半期に変更したほか、調査票の配布及び回収方法について、従来の地方運輸局等を経由する方法から、本省から直接実施する方法に変更した。</p> <p>その後、平成27年4月には、調査対象の選定方法について、調査対象事業所の把握を十分に行う観点から、従来の地方運輸局が行うヒアリング等による把握方法に加えて、経済センサスー活動調査の結果も活用することとし、現在に至っている。</p>
調査票の構成	1－鉄道車両生産（新造）調査票（第1号様式） 2－鉄道車両生産（改造・修理）調査票（第1号様式の2） 3－鉄道車両部品及び鉄道信号保安措置生産調査票（第2号様式） 4－索道搬器運行装置生産調査票（第3号様式）
公表	<p>インターネット</p> <p>鉄道車両等生産動態統計月報：調査月の翌月末日</p> <p>鉄道車両等生産動態統計四半期報：調査四半期最終月の翌々月末日</p> <p>インターネット及び印刷物</p> <p>鉄道車両等生産動態統計年報：調査年度の翌年度9月末日</p>
備考	<p>1. 今回の承認内容は、令和2年4月以降の調査を対象とするもの</p> <p>2. 主な承認内容は、報告者数の変更</p>
調査票－1	鉄道車両生産（新造）調査票（第1号様式）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	鉄道車両等品目分類表に掲げる鉄道車両に属する品目の製造を行う事業所であって、日本標準産業分類に掲げる細分類「鉄道車両製造業」等に属し、鉄道車両生産（新造）を行う事業所
客体数／母集団数	約20
選定方法	全数
母集団情報	事業者等へのヒアリング及び経済センサスー活動調査の調査票情報等により作成した事業所名簿
配布・収集	郵送・オンライン・FAX
把握時	毎月末日現在
調査組織	国土交通省一報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査月翌月の15日
調査事項	1. 索引番号、2. 需要先、3. 月間受注両数及び金額、4. 月間生産両数及び金額、5. 月末手持両数及び金額
調査票－2	鉄道車両生産（改造・修理）調査票（第1号様式の2）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	鉄道車両等品目分類表に掲げる鉄道車両に属する品目の改造又は修理を行う事業所であって、日本標準産業分類に掲げる細分類「鉄道車両等製造業」等に属し、鉄道車両生産（改造・修理）を行う事業所のうち、常時30人以上の従業員を使用する事業所（自己の使用に供するためのみ鉄道車両の改造又は修理のみを行う事業所を除く）

客体数／母集団数	約30
選定方法	全数
母集団情報	事業者等へのヒアリング及び経済センサスー活動調査の調査票情報等により作成した事業所名簿
配布・収集	郵送・オンライン・FAX
把握時	毎四半期末日現在
調査組織	国土交通省一報告者
調査周期	四半期
実施期間又は提出期限	調査四半期最終月翌月の15日
調査事項	1. 生産形式、2. 索引番号、3. 需要先、4. 期間受注両数及び金額、5. 期間生産両数及び金額、6. 期末手当両数及び金額
調査票－3	鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票（第2号様式）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	鉄道車両等品目分類表に掲げる鉄道車両部品に属する品目の製造を行う事業所であって、日本標準産業分類に掲げる細分類「鉄道車両用部分品製造業」等に属する事業所のうち、常時30人以上の従業員を使用する事業所及び鉄道車両等品目分類表に掲げる鉄道信号保安装置に属する品目の製造を行う事業所であって、日本標準産業分類に掲げる細分類「交通信号保安装置製造業」等に属する事業所のうち、常時50人以上の従業員を使用する事業所（自己の使用に供するためにのみ鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置の製造のみを行う事業所を除く）
客体数／母集団数	約180
選定方法	全数
母集団情報	事業者等へのヒアリング及び経済センサスー活動調査の調査票情報等により作成した事業所名簿
配布・収集	郵送・オンライン・FAX
把握時	毎四半期末日現在
調査組織	国土交通省一報告者
調査周期	四半期
実施期間又は提出期限	調査四半期最終月翌月の15日
調査事項	1. 索引番号、2. 期間生産数量及び金額、3. 納入先、4. 期間出荷数量及び金額、5. 期末在庫数量及び金額
調査票－4	索道搬器運行装置生産調査票（第3号様式）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	鉄道車両等品目分類表に掲げる索道搬器運行装置に属する品目の製造を行う事業所であって、日本標準産業分類に掲げる細分類「物流運搬設備製造業」等に属する事業所（自己の使用に供するためにのみ索道搬器運行装置の製造のみを行う事業所を除く）
客体数／母集団数	約10
選定方法	全数
母集団情報	事業者等へのヒアリング及び経済センサスー活動調査の調査票情報等により作成した事業所名簿
配布・収集	郵送・オンライン・FAX
把握時	毎四半期末日現在
調査組織	国土交通省一報告者
調査周期	四半期
実施期間又は提出期限	調査四半期最終月翌月の15日
調査事項	1. 索引番号、2. 期間受注数量及び金額、3. 期間生産数量及び金額、4. 期末手持数量及び金額

【調査名】	造船造機統計調査
承認年月日	令和元年12月20日
実施機関	国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室
目的	本調査は、造船及び造機の実態を明らかにすることを目的とする。本調査は、造船調査及び造機調査に分ける。
沿革	<p>造船に関する統計は、明治29年造船規程が制定されてから各造船所から起工、進水及びしゅん工に関する報告を徴して作成されてきたものであるが、昭和25年4月から生産統計の一環として造船及び船舶用機関並びに船舶用品の生産状況を把握するため、統計法に基づく指定統計として実施することとなった。</p> <p>その後、平成21年4月に、造機調査について、調査周期を月次から四半期に変更したほか、調査対象品目を28品目から13品目に簡素・集約化する変更を行った。また、平成26年1月には、船舶の受注状況（隻数、トン数等）を把握するための調査事項を追加する等の変更を行い、現在に至っている。</p>
調査票の構成	1-造船調査票 2-造機調査票
公表	<p>インターネット</p> <p>造船統計速報：調査月終了後2か月以内</p> <p>造機統計四半期速報：調査四半期終了後2か月以内</p> <p>インターネット及び印刷物</p> <p>造船統計月報：造船統計速報公表後速やかに</p> <p>造機統計四半期報：造機統計四半期速報公表後速やかに</p>
備考	主な承認内容は、報告者数、集計事項及び公表の方法・期日の変更
調査票 - 1	造船調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	鋼製船舶又は鋼製以外の船舶で総トン数20トン以上若しくは長さ15メートル以上のものの製造設備又は入きょ設備若しくは上架設備を有する工場（事業場を含む）
客体数／母集団数	約800
選定方法	全数
母集団情報	造船法（昭和25年法律第129号）第6条に基づく届出
配布・取集	郵送・オンライン・FAX
把握時	毎月末現在
調査組織	国土交通省-地方運輸局等-報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査月翌月の10日
調査事項	<p>1. 製造船舶（区分（受注、起工、進水、しゅん工）、国籍、建造許可番号、船番、船名、船質、用途、トン数区分、トン数、載貨重量トン数、船価、契約年月日、起工（予定）年月日、進水（予定）年月日、しゅん工（予定）年月日）</p> <p>2. 修繕船舶（船質、国籍、工事区分、隻数、トン数区分、トン数、工事金額）</p>
調査票 - 2	造機調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	船用機械等の製造又は修繕に常時10人以上の従業員を使用している工場（事業場を含む）
客体数／母集団数	約500
選定方法	全数
母集団情報	造船法第6条に基づく届出及び造船法施行規則第5条に基づく報告等

配布・取集	郵送・オンライン・FAX
把握時	毎四半期末現在
調査組織	国土交通省－地方運輸局等－報告者
調査周期	四半期
実施期間又は提出期限	調査四半期最終月翌月の10日
調査事項	船用機関等（機種、型式）の製造高（製造月、数量、合計量区分、合計量、合計金額）、四半期末在庫高（数量、金額）及び四半期修繕高（数量、工事金額）

【調査名】	経済構造実態調査
承認年月日	令和元年12月25日
実施機関	総務省統計局統計調査部経済統計課、経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室
目的	本調査は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。
沿革	「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、総務省及び経済産業省は、関連する基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成するための基幹統計調査を創設、実施することとされている。これを受け、本調査が創設されたところ。
調査票の構成	1-甲調査票 2-乙調査票（企業票） 3-乙調査票（事業所票）
公表	インターネット及び印刷物 （一次公表：調査実施翌年の3月末、二次公表：調査実施翌年の7月末、三次公表：調査実施翌年の10月末）
備考	1. 今回の承認は、令和2年以降の調査を対象とするもの 2. 主な承認内容は、工業統計調査との調査対象についての重複是正措置に関する調査計画上の記載の一部変更（工業統計調査の調査計画の変更（平成31年3月承認）に伴うもの）
調査票 - 1	甲調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、同分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業 ただし、個人経営の企業及び次の産業に属する企業を除く。 ・「大分類A-農業、林業」 ・「大分類B-漁業」 ・「大分類C-鉱業、採石業、砂利採取業」 ・「大分類D-建設業」 ・「大分類N-生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類79-その他の生活サービス業」（「小分類792-家事サービス業」に限る。） ・「大分類R-サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93-政治・経済・文化団体」、「中分類94-宗教」及び「中分類96-外国公務」 ・「大分類S-公務」
客体数／母集団数	約200,000企業
選定方法	全数（本調査の報告者が、日本標準産業分類における「大分類E-製造業」に属する企業のうち、単独事業所企業の場合には、当該報告者を本調査の報告者から除外する。）
母集団情報	事業所母集団データベース
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	毎年6月1日現在（経済センサス - 活動調査実施年を除く。） ただし、調査事項5、6、9、12、13、14、17、18、20については、原則として、調査実施前年の1月から12月までの1年間。
調査組織	総務省・経済産業省 - 調査実施事業者 - 報告者
調査周期	1年（ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。）
実施期間又は提出期限	毎年5月下旬～6月下旬

調 査 事 項	<p>1. 名称及び所在地、2. 経営組織、3. 資本金等の額、4. 消費税の税込み記入・税抜き記入の別、5. 売上（収入）金額及び年間商品販売額、6. 費用総額及び費用の主要項目別金額、7. 企業全体の主な事業の内容、8. 事業活動の内容、9. 事業活動別の売上（収入）金額、10. 電子商取引の有無及び割合、11. 年初及び年末商品手持額、12. 年間商品仕入額、13. 事業区分別の費用割合、14. 総務大臣及び経済産業大臣が指定する一事業区分に係る費用の項目別金額、15. 企業傘下の事業所の名称及び所在地、16. 企業傘下の事業所の主な事業活動、17. 企業傘下の事業所の売上高、18. 企業傘下の事業所の年間商品販売額、19. 企業傘下の事業所の売場面積、20. 企業傘下の事業所の卸売販売額に占める本支店間移動の割合</p> <p>ただし、11及び12については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する企業についてのみ報告を求め、18、19及び20については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する事業所についてのみ報告を求める。</p> <p>また、13及び14については、「大分類E－製造業」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、15、16、17、18、19及び20については、「大分類E－製造業」に属する企業を除き、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社のみから報告を求める。</p>
調 査 票 ー 2	乙調査票（企業票）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<p>日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小分類411－映像情報制作・配給業」 ・「小分類412－音声情報制作業」 ・「小分類413－新聞業」 ・「小分類414－出版業」 ・「小分類416－映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業」 ・「小分類643－クレジットカード業，割賦金融業」
客体数／母集団数	約4,000企業／約10,000企業
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	経済センサス - 活動調査
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
把 握 時	経済センサス - 活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、調査事項5、6、7については、原則として、調査実施前年の1月から12月までの1年間。
調 査 組 織	総務省・経済産業省－調査実施事業者－報告者
調 査 周 期	1年（ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。）
実施期間又は提出期限	毎年5月下旬～6月下旬
調 査 事 項	<p>以下に掲げる事項のうち、調査企業の業種及び従業者数に応じて必要な事項</p> <p>1. 企業名及び所在地、2. 経営組織及び資本金額又は出資金額、3. 事業の形態、4. 会社系統、5. 年間売上高、6. 年間営業用固定資産取得額、7. 会員数、8. 加盟店数、9. 従業者数</p>

調査票 - 3	乙調査票 (事業所票)
対象範囲 (地域)	全国
対象範囲 (属性)	日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・「小分類 391—ソフトウェア業」 ・「小分類 392—情報処理・提供サービス業」 ・「小分類 401—インターネット附随サービス業」 ・「小分類 701—各種物品賃貸業」 ・「小分類 702—産業用機械器具賃貸業」 ・「小分類 703—事務用機械器具賃貸業」 ・「小分類 704—自動車賃貸業」 ・「小分類 705—スポーツ・娯楽用品賃貸業」 ・「小分類 709—その他の物品賃貸業」 ・「小分類 726—デザイン業」 ・「小分類 731—広告業」 ・「小分類 743—機械設計業」 ・「小分類 745—計量証明業」 ・「小分類 796—冠婚葬祭業」 ・「小分類 801—映画館」 ・「小分類 802—興行場 (別掲を除く), 興行団」 ・「小分類 804—スポーツ施設提供業」 ・「小分類 805—公園, 遊園地」 ・「小分類 823—学習塾」 ・「小分類 824—教養・技能教授業」 ・「小分類 901—機械修理業 (電気機械器具を除く)」 ・「小分類 902—電気機械器具修理業」
客体数 / 母集団数	約 48,000 事業所 / 約 280,000 事業所
選定方法	無作為抽出
母集団情報	経済センサス - 活動調査
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	経済センサス - 活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、調査事項6、7、8、9、10については、原則として、調査実施前年の1月から12月までの1年間。
調査組織	総務省・経済産業省 - 調査実施事業者 - 報告者
調査周期	1年 (ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。)
実施期間又は提出期限	毎年5月下旬～6月下旬
調査事項	以下に掲げる事項のうち、調査事業所の業種及び従業者数に応じて必要な事項 1. 事業所名及び所在地、2. 本社の所在地、3. 経営組織及び資本金額又は出資金額、4. 本支社別、5. 事業の形態、6. 年間売上高、7. 年間契約高及び契約件数、8. 年間営業用固定資産取得額、9. 入場者数、10. 受講生数、11. 施設、12. 従業者数

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
公益法人の寄附金収入に関する実態調査	令和1年12月5日	内閣府大臣官房公益法人行政担当室	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)により認定されている公益社団法人及び公益財団法人における同制度の利用状況等を把握するとともに、平成28年度以降の税制改正(税額控除証明取得に関する要件の緩和、公益法人等に財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税の特例)に関する認識や同改正を踏まえた税額控除制度に関する意向等を把握し、公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附に係る税額控除制度(平成23年度導入)の更なる有効利用の検討の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	9,500法人	全数	オンライン	1回限り	令和元年12月～令和2年2月のうち1か月間程度	
年金制度基礎調査 (障害年金受給者実態調査)	令和元年12月5日	厚生労働省年金局数理課	国民年金及び厚生年金保険の障害年金受給者において、日常生活、就業状況、世帯の状況等の実態を総合的に把握し、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかをとらえ、年金制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	22,800人	無作為抽出	郵送	不定期	令和元年12月中旬～令和2年1月14日	
特定サービス産業動態統計調査	令和元年12月20日	経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室	特定サービス産業の売上高、契約高等の経営動向を把握し、景気動向の判断材料に資するとともに、産業振興政策、中小企業政策の推進及びサービス産業の健全な育成のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国 北海道 宮城県 東京都 愛知県 大阪府 広島県 香川県 福岡県	20	2,350企業又は事業所	有意抽出	郵送 オンライン	毎月	翌月20日	一部の調査票については、対象範囲を北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県としている。
訪日外国人消費動向調査	令和元年12月20日	国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室	訪日外国人旅行者の消費動向を明らかにし、外国人観光客誘致に関する施策の企画立案、評価等のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	35,200人	有意抽出	調査員	四半期	四半期ごと(1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月)の特定の日	
賃金の引上げ等の実態に関する調査	令和元年12月24日	厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)付参事官(企画調整担当)付賃金福祉統計室	労働組合のない企業を含めた民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的とする。	全国	1	3,500企業	無作為抽出	郵送 オンライン	1年	毎年7月20日～8月10日	
学術情報基盤実態調査	令和元年12月25日	文部科学省研究振興局参事官(情報担当)付学術基盤整備室	大学における学術情報基盤の実情を具体的に把握し、関係諸施策推進に関する基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	800校	全数	オンライン	1年	毎年9月15日～10月31日(令和元年度に限り、令和2年1月上旬～2月下旬)	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	福岡市ごみ減量・リサイクルに関する意識調査	令和元年12月5日	福岡市環境局循環型社会推進部計画課	福岡市民及び福岡市内の事業者のごみ減量・リサイクルに関する意識及び行動を把握することにより、「新循環のまち・ふくおか基本計画」の進捗状況を把握することを目的とする。	福岡市全域	2	5,000人 4,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年11月下旬～12月上旬
	生活交通に関する住民意識調査	令和元年12月5日	福岡市住宅都市局都市計画部交通計画課	福岡市内に在住する高齢者について、交通に関するニーズ・意識などを把握し、生活交通の確保に向けた制度検討の基礎資料を得ることを目的とする。	福岡市全域	1	7,000人	無作為抽出	郵送	5年	令和元年11月27日～12月18日
	千葉県宿泊客数調査	令和元年12月9日	千葉県商工労働部観光企画課	千葉県内の宿泊施設に宿泊した人数を把握し、今後の観光振興施策の基礎資料を得ることを目的とする。	千葉県全域	1	54市町村	全数	オンライン	1年	毎年12月下旬～1月下旬
	室戸海洋深層水関連商品の売上高に関する調査	令和元年12月11日	高知県商工労働部工業振興課	「深層水関連の県内製造品売上高(食品関連)」の現状を把握し、高知県産業振興計画の戦略目標の基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	100企業	全数	郵送 オンライン FAX	1年	毎年1月下旬～2月上旬
	介護サービス事業所実態調査	令和元年12月12日	宮崎県福祉保健部長寿介護課	2025年に宮崎県の高齢者数(65歳以上)はピークに達すると見込まれ、介護従事者の量と質の確保が喫緊の課題となっている。このような状況を踏まえ、介護サービス事業所における雇用状況や労働環境等のほか、介護職員の確保・定着状況及び介護福祉士養成校等における介護人材の育成の状況を把握し、宮崎県における介護人材確保事業に係る基礎資料とすることを目的とする。	宮崎県全域	2	2,582事業所 3,294人	全数 有意抽出	郵送	2年	令和2年1月中旬～2月下旬
	情報通信関連企業の雇用状況等調査	令和元年12月13日	沖縄県商工労働部情報産業振興課	沖縄県内の情報通信関連企業の現状及び産業の集積状況を把握し、産業振興施策に活用することを目的とする。	沖縄県全域	1	900社	全数	郵送 オンライン 電話	1年	毎年1月中旬～3月下旬
	北九州市の情報化アンケート調査	令和元年12月16日	北九州市総務局情報政策部情報政策課	北九州市内の情報化の実態を把握し、今後の地域情報化施策に関する方向性や施策の重点化などについて検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	4,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	令和2年1月上旬～1月末
	青森県職業能力開発に関するニーズ調査	令和元年12月17日	青森県商工労働部労政・能力開発課	第11次青森県職業能力開発計画の策定及び職業能力開発校の訓練科目の再編整備等の基礎資料とすることを目的とする。	青森県全域	3	1,700事業所 91校 470人	全数	郵送 オンライン FAX	1回限り	令和2年1月6日～1月31日
	スマートシティに関するアンケート調査	令和元年12月17日	京都府商工労働部観光文化学術研究都市推進課	国土交通省のスマートシティモデル事業の目的である「都市の課題の整理・ビジョン作成」のため、対象地区の住民の現状把握及び課題の抽出を行うことを目的とする。	精華町(精華台地区、光台地区、南稲八妻地区、東畑地区)、木津川市(木津川台地区、吐師地区)	1	1,600人	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年11月14日～11月28日
	地域加工グループ実態調査	令和元年12月18日	高知県水産振興部水産流通課	高知県における漁村の地域加工グループの活動内容を把握し、活動支援策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	10グループ	全数	職員	半年	9月、3月のそれぞれ中旬～末日(ただし、令和元年度は令和2年1月、3月のそれぞれ中旬～末日)
	静岡県障害者移動支援事業に関する実態調査	令和元年12月18日	静岡県保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課	静岡県で障害者移動支援事業を実施する事業所の実態を把握し、今後の障がい者支援等に係る施策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。	静岡県全域	1	約60事業所	全数	郵送	1回限り	令和元年12月17日～令和2年1月17日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	木材基本調査	令和元年12月19日	群馬県森林環境部 林業振興課	林業・木材関係施策展開の基礎資料として、群馬県内の木材関係業者の実態や木材需給動態を継続して反映させることを目的とする。	群馬県全域	1	200業者	全数	郵送 電話 FAX	1年	毎年1月～2月下旬
	木材需給動向観測調査	令和元年12月19日	群馬県森林環境部 林業振興課	群馬県が実施している木材基本調査で把握しきれない内容について、業種別に調査し、今後の林業・木材関係施策展開の基礎資料とすることを目的とする。	群馬県全域	8	30業者	全数	郵送 電話 FAX	1年	毎年1月～2月下旬
	園芸品目の統計調査	令和元年12月19日	高知県農業振興部 農業イノベーション 推進課	園芸品目の生産振興に取り組むうえで、野菜・花き・果樹の生産状況を把握し、生産者や関係機関と情報共有するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	34市町村 4組織	全数	職員	1年	毎年1月中旬～1月末
	保育所等現況調査	令和元年12月20日	千葉県健康福祉部 子育て支援課	待機児童解消に向けた取組として実施する「保育士就業促進事業」の一部として、保育行政施策検討の基礎資料を得ることを目的とする。	千葉県全域	1	1,200事業所	全数	オンライン	1回限り	令和元年12月27日～ 令和2年2月20日
	養液栽培及び排液処理対策の導入状況調査	令和元年12月20日	高知県農業振興部 環境農業推進課	高知県内における養液栽培技術及び養液栽培排液処理対策の導入実態を把握し、園芸農業の高度化に資するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	5,000事業所	全数	職員	1年	毎年12月下旬～翌年1 月中旬(ただし、令和元 年度は令和2年1月中 旬～1月末日)
	四万十川条例に基づく目標指標に関する調査	令和元年12月20日	高知県林業振興・環 境部環境共生課	四万十川条例第36条に基づき定めた「目標指標」の達成状況を把握し、四万十川の保全及び流域の振興のための施策の基礎資料を得ることを目的とする。	四万十市 四万十町 中土佐町 津野町 梶原町	5	5市町 56校 2組合	全数	郵送 オンライン	1年	毎年2月1日～3月末日
	東京都の建設業における中小企業の人材活用のための職業能力開発ニーズ調査	令和元年12月23日	東京都産業労働局 雇用就業部能力開 発課	東京都の建設業のうち中小企業における人材の活用状況と今後の動向について把握し、企業ニーズを反映させた職業訓練科目を開発するための基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域	1	3,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	令和2年1月下旬～2月 中旬
	健康とくらしの調査	令和元年12月23日	大阪府政策企画部 戦略事業室事業推 進課	健康状態や暮らしなどを把握することにより、大阪府が策定した「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」の目標に掲げる10歳若返りの効果的な施策展開につなげるとともに、八尾市における健康推進事業の施策立案等に役立てることを目的とする。	大阪府八尾市	8	8,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	令和2年1月20日～3月 10日
	新規漁業就業者参入状況調査	令和元年12月25日	高知県水産振興部 漁業振興課	新規漁業就業者の参入状況について調査し、また、本調査により把握した過去3年間の漁業就業者の現状について追跡調査を行い、漁業就業者確保対策の基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	3	100団体	全数	職員	1年	毎年1月下旬～2月末
	環境制御機器類及び節油対策の導入状況調査	令和元年12月25日	高知県農業振興部 環境農業推進課	高知県内における環境制御機器類及び節油対策の導入実態を把握し、園芸農業の高度化及びコスト低減に資するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	3	4,000園芸農家	全数	職員	1年	毎年1月中旬～1月末
	「土佐のおさかなまつり」に関するアンケート調査	令和元年12月27日	高知県水産部水産 流通課	「土佐のおさかなまつり」の成果や評価を把握し、高知県産水産物の消費拡大のための事業の基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	2	330人	全数 無作為抽出	調査員	1年	毎年1月下旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	家畜頭羽数調査	令和元年12月2日	高知県農業振興部畜産振興課	高知県の畜産振興の基礎資料とするため、家畜の飼養状況について把握することを目的とする。	高知県全域	7	405飼養農家	全数	職員	1年	毎年1月上旬～2月下旬
	県民生活基本調査	令和元年12月5日	岩手県政策地域部調査統計課	岩手県民の生活や行動に関し、その実態や質的变化を把握し、調査結果を今後の政策評価や政策評価を踏まえた施策の企画・立案等に活用することを目的とする。	岩手県全域	1	5,000人	無作為抽出	郵送	2年	令和2年1月上旬～2月上旬
	山梨県労働者就業実態調査(従業員調査)	令和元年12月9日	山梨県産業労働部労政雇用課	山梨県内の事業所における労働者の雇用の実態や、雇用に対する事業主の意識等を把握し、今後の働きやすい職場環境づくりをさらに推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	山梨県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	3年	令和2年1月10日～2月10日
	インターネットの利用に関するアンケート (変更前:平成27年度インターネットの利用に関するアンケート調査)	令和元年12月10日	鳥取県教育委員会事務局社会教育課	インターネットに係る子どもたちの実態調査を行い、その結果を幼児、児童・生徒、保護者及び学校等への啓発に生かすことを目的とする。	鳥取県全域	3	3,500人	無作為抽出	学校	不定期	令和元年9月2日～9月20日
	在宅高齢者実態調査	令和元年12月10日	神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課	第8期(令和3年度～5年度)介護保険事業計画策定のための基礎資料と、今後の高齢者施策の推進の参考資料とすることを目的とする。	神戸市全域	1	7,800人	無作為抽出	郵送	3年	令和2年1月10日～2月3日
	滋賀県貿易実態調査	令和元年12月13日	滋賀県商工観光労働部商工政策課	滋賀県内で生産される製品の輸出入額、仕向地・仕入地等を把握し、本県の産業振興対策の基礎資料とすることを目的とする。	滋賀県全域	1	990事業所	有意抽出	郵送 オンライン FAX	1年	毎年12月中旬～2月中旬
	訪日外国人旅行者市内実態調査(基礎調査)	令和元年12月13日	横浜市文化観光局MICE振興部観光振興課	横浜市内に訪訪する訪日外国人旅行者(日帰り旅行者を含む)の実態及びニーズを把握し、海外誘客プロモーションや受入環境整備に係る施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。	横浜市全域	1	1,200人	有意抽出	オンライン	1年	毎年1月～2月
	施設入所者調査	令和元年12月13日	神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課	第8期(令和3年度～令和5年度)介護保険事業計画策定のための基礎資料と、今後の高齢者施策の推進の参考資料とすることを目的とする。	神戸市全域	15	510施設	全数	郵送	3年	令和2年1月10日～2月3日
	奈良県外国人等宿泊旅行統計調査	令和元年12月16日	奈良県観光局インバウンド・宿泊戦略室	奈良県内の宿泊施設における外国人宿泊者数、国籍別宿泊者数等を把握し、観光施策を立案するための基礎資料を得ることを目的とする。	奈良県全域	1	500施設	全数	郵送	年3回	9月10日～20日 10月20日～31日 1月20日～31日
	秋田県男女の意識と生活実態調査	令和元年12月17日	秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課	秋田県の男女共同参画社会に関する県民の意識と生活実態を把握することにより、今後の男女共同参画行政の施策立案等の基礎資料を得ることを目的とする。	秋田県全域	1	2,200人	無作為抽出	郵送	不定期 (原則として5年)	令和2年3月末日
	さいたま市総合振興計画(後期基本計画)に係るアンケート調査	令和元年12月20日	さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部	さいたま市総合振興計画後期基本計画の着実な推進を図るために設けた「成果指標」の現状を把握することを目的とする。	さいたま市全域	1	5,000人	無作為抽出	郵送	平成25年 平成29年 令和元年 令和2年	令和2年1月14日～1月29日
	全国企業短期経済観測調査	令和元年12月23日	日本銀行調査統計局経済統計課	全国の企業動向を的確に把握し、金融政策の適切な運営に資することを目的とする。 また、新設する予定の調査事項について、その適否を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	10,090社	無作為抽出	郵送 オンライン	四半期 1回限り	2月末、5月末、8月末、 11月中旬から1か月程度 令和2年2月末から1か月程度
	山梨県労働者就業実態調査(従業員調査)	令和元年12月27日	山梨県産業労働部労政雇用課	山梨県内の事業所における労働者の雇用の実態や、雇用に対する労働者の意識等を把握し、今後の働きやすい職場環境づくりをさらに推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	山梨県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	3年	令和2年1月10日～2月10日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。

なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。